

## 【施設スタッフ様向け】

# 「施設入所者用 外来受診問診票」活用のしおり

発行日：2026 年 9 月 24 日

医療法人社団 浅ノ川

浅ノ川総合病院

病院長 荒木 一郎

## 1. 「施設入所者用 外来受診問診票」導入の背景

当院では、高齢者施設から受診される際における**施設スタッフ様の負担軽減**および**診療の迅速・円滑化**を目的として、新たに「施設入所者用 外来受診問診票」を用いた受診運用を開始いたします。

日常の施設運営における「外来での付き添い待ち時間を短縮したい」「受診時に患者様の詳しい病状や意向（ACP）を効率的に病院側に伝えたい」という現場のお声を踏まえ、施設と病院間で事前にシームレスな情報共有を行うための実務ガイドとしてご活用ください。

なお、将来的には、当院ホームページ上から直接患者情報を入力・送信いただき、発行された「登録 No」を当院へご連絡いただくことで手続きが完結する Web システムの構築を準備しております。導入時期が決まりましたら、改めてご案内申し上げます。

## 2. 「施設入所者用 外来受診問診票」導入の目的

受診問診票をご活用いただくことで、関係者それぞれに以下のような導入効果が期待されます。

| 対象者     | 改善点                                                                            |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 施設スタッフ様 | 事前情報（病状経過・ACP 等）の共有により、スタッフ様の付き添い負担の軽減や、円滑な院内引継ぎをサポートいたします。                    |
| 患者様     | 事前に詳細な身体背景や普段のご様子を把握しておくことで、来院時のトリアージがより正確になり、安全かつ迅速な診療や入院対応が可能となります。          |
| ご家族様    | 医療やケアに関する意向（人生会議の内容、ACP）を事前に共有することで、ご家族と医師の間での方針決定が円滑になり、納得のいく医療を安心して選択いただけます。 |
| 当院（病院側） | 施設様と当院間で情報をシームレスにつなぐことで、スムーズで温かみのある地域連携体制を実現します。                               |

### 3. 運用の流れと具体的手順

受診問診票の運用は以下の【4 ステップ】に沿って実施をお願いいたします。

#### ■ステップ 1：問診票の準備

メールにて配布いたしました「施設入所者用外来受診問診票」データを、印刷してご使用いただくか、印刷済みの用紙をコピーしてご準備してください。

#### ■ステップ 2：受診前の必要事項の記入

- 入所様が当院外来を受診することが決まりましたら、施設スタッフ様にて問診票への記入を行ってください。
- 病状経過**：受診に至った経緯、現在の症状、いつもと違う点などを詳しくご記入いただくと、受診時のトリアージがより正確になります。
- ACP・意向**：ご本人様やご家族様と事前に話し合われている「医療やケアに関する意向（人生会議の内容）」を、可能な範囲で詳しく共有してください。医師との迅速な方針決定に直結します。

#### ■ステップ 3：問診票の提出

問診票のご提出につきましては、以下のいずれかの方法をお願いいたします。

##### ・事前に FAX を送信いただく場合

《送信先》【時間内】地域医療連携室 【時間外】時間外受付

《送信先 FAX 番号（直通）》076-252-0561 ※時間内・時間外共通

##### ・受診時にご持参いただく場合

《提出先》【時間内】地域医療連携室 【時間外】時間外受付

#### ※提出不要となる場合

前回受診時から健康状態に変化がなく、定期的な再診として来院される場合は、受診問診票の提出は不要です。体調や症状、服薬状況などに新たな変化がある場合のみ、問診票の作成・提出をお願いします。

## 4. ご協力いただきたい重要事項

### ■院内での付き添い（見守り）について

当院スタッフによる、来院された患者様への継続的な付き添い（見守り）は困難な場合があります。恐れ入りますが、施設職員様またはご家族様等による付き添いをお願いいたします。また、受診中の検査に伴う移動につきましても、お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

※ご家族様が到着された際およびお帰りの際は、当院スタッフへお声がけください。

※入院にならないことが決定した場合の患者様のご帰宅方法につきましては、あらかじめご留意いただけますと幸いです。

### ■診察・検査結果の説明について

診察や検査結果の説明は、原則としてご家族様に行います。

施設職員様が説明を希望される場合は、事前にお申し出ください。

### ■意思決定代諾者（ご家族様等）の来院と連絡体制について

検査や治療の実施にあたり、同意をいただく必要がございます。原則として意思決定代諾者となるご家族様等のご来院をお願いいたします。また、問診票の「入院後、当日～翌営業日の病状説明を希望する」を選択された場合でも、以下の①～③の場合は、ご家族への即時説明が必要となるため、早めに来院の連絡をお願い致します。お電話等ですぐに連絡・意思確認が取れる体制をあらかじめ確保していただけますようお願いいたします。

①急変時の延命処置を希望される方

②バイタルサインが不安定で急変の兆候が見られる

③上記①②以外に受診後、緊急処置や緊急手術が必要と判断された場合

### ■施設への追加確認について

問診票をご提出いただいた後でも、診療上必要な追加情報をお伺いする場合がございます。

施設の連絡先を明確にいただき、当院からご連絡した際には速やかに対応いただけますようお願いいたします。

## 5. スムーズな運用のためのポイント

### ■施設内での共有のお願い

夜間帯や緊急受診時でもスムーズに問診票をご活用いただけるよう、スタッフの皆様への周知・徹底にご協力をよろしくお願いいたします。

### ■ACP（意向）の事前のまとめ

受診が決定したタイミングは、何かと慌ただしくお過ごしのことと存じます。日頃の施設入所・面談の段階から、意思決定やケア方針（ACP）の確認を進めていただき、問診票での共有にご協力をお願い申し上げます。

#### 【本しおり、および運用に関するお問い合わせ先】

医療法人社団浅ノ川 浅ノ川総合病院 地域連携部 地域医療連携室

●直通電話番号：076-252-2126

※問診票のダウンロード方法や、具体的な記入手順、その他ご不明な点がございましたら、お気軽に上記窓口までお問い合わせください。